

## 富山市科学博物館競争的研究費等における研究活動の不正行為等調査実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、富山市科学博物館（以下「博物館」という。）が競争的研究費等を活用して行う研究活動において、不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合（以下「不正行為等」という。）の調査等に関し、富山市科学博物館研究倫理規準4－2－3に基づき、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において「研究者」とは、博物館に所属し、競争的研究費により行われる研究活動に従事する者をいう。

- 2 この要領において「競争的研究費等」とは、次の各号に掲げる研究費をいう。
  - (1) 研究者が自主的に研究テーマを設定して申請し、国又は国が所管する独立行政法人、財団法人等（以下「資金配分機関」という。）の審査を経て交付される研究費
  - (2) 資金配分機関が特定の研究課題を示して公募する事業において、採択を受けた研究者又はそのグループの所属機関と資金配分機関との間で委託契約が結ばれる研究費（再委託契約によるものも含む。）
- 3 この要領において対象とする「不正行為」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう（以下「特定不正行為」という。）。ただし、適切な方法により正当に得られた研究成果が、結果的に誤りであった場合は、不正行為には該当しない。
- 4 前項に記載した、調査結果等の捏造、改ざん及び盗用とは次の各号に掲げるものをいう。
  - (1) 捏造とは、存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。
  - (2) 改ざんとは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。
  - (3) 盗用とは、他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。
- 5 この要領において「科学コミュニティ」とは、科学研究等を通じて真実の探求を行い、新たな知を創造するためのコンソーシアムや学会等の組織をいう。

### (責任と権限)

第3条 博物館館長（以下「館長」という。）は、博物館の研究活動を統括し、研究活動における不正行為への対応について責任を負うものとする。

- 2 館長は、この要領に定めることのほか、研究活動における不正行為への対応を整

備し、公表するものとする。

(特定不正行為に関する告発)

第4条 特定不正行為に関する告発及び相談を受け付ける窓口（以下「受付窓口」という。）を博物館総務課に置き、博物館総務課長をもって充てる。ただし、受付窓口が、自己との利害関係を持つ事案であった場合、館長は、利害関係を持たない者を任命するものとする。

- 2 博物館は、受付窓口について、場所、連絡先、受付の方法とともにホームページ等を通じて公表するものとする。
- 3 特定不正行為の告発は、書面、電話、FAX、電子メール又は面談によることができるものとする。
- 4 受付窓口は、告発した者の住所、氏名、所属、連絡先、研究者の特定不正行為の態様について聞き取りし、告発を受けた日時を含め、記録を残さなければならない。
- 5 原則として、告発は顕名により行われ、特定不正行為を行ったとする研究者、グループ、特定不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているものに限り受け付けるものとする。
- 6 博物館は、被告発者を陥れるため、又は被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えることや被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思（以下「悪意」という。）に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする科学的な合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者に調査に協力を求めることがあること、調査の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発があり得ることなどを、あらかじめ公表しておかなければならない。
- 7 告発が匿名だった場合には、第5項の内容に加えて、証拠書類等が添付されるなど、信憑性が高い場合に限り受け付けるものとする。
- 8 受付窓口が告発や相談を受ける場合は、個室での面談や、電話や電子メールなど窓口となる職員以外は見聞できないようにするなど、告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じなければならない。
- 9 科学コミュニティや報道により、特定不正行為の疑いが指摘された場合は、受付窓口に告発があった場合に準じた取扱いをするものとする。
- 10 特定不正行為の疑いがインターネット上に掲載されていた場合は、第5項に準じた取扱いをするものとする。
- 11 館長は、告発に際して、博物館以外にも調査を行う研究・配分機関が想定される場合は、該当する研究・配分機関に告発があった旨の通知をするものとする。
- 12 館長は、告発に際して、博物館が調査を行うべき機関に該当しないときは、調査機関に該当する研究機関に当該告発を回付するものとする。
- 13 館長は、他の研究機関から博物館が調査を行うべき機関として、告発が回付され

たときは、博物館に告発があったものとして取扱うものとする。

- 14 館長は、第5項の規定により告発を受け付けたときは、告発者に対し、受け付けたことを通知するものとする。ただし、第7項の規定により告発を受け付けたときは、通知しないものとするが、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は、顕名による告発者として取り扱うものとする。
- 15 館長は、告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して、告発の意思があるか否かを確認するものとする。
- 16 特定不正行為が行われようとしている、又は特定不正行為を求められているという告発・相談については、館長は、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、被告発者に警告を行うものとする。ただし、館長は、被告発者が博物館に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する研究機関に、当該事案を回付することができるものとする。なお、館長が被告発者に警告を行った際、被告発者が博物館に所属する研究者でないときは、被告発者の所属する研究機関に警告の内容等を通知するものとする。

#### (告発の報告及び調査を行う機関)

- 第5条 受付窓口は、特定不正行為に関する告発を受けたときは、前条第4項に基づき記録された内容を速やかに館長に報告し、その指示を受けなければならない。
- 2 館長は、前条第15項に示す、告発の意思を明示しない相談について、受付窓口から報告があった際、館長の判断で、その事案の調査を開始することができるものとする。
  - 3 博物館に所属する研究者に係る特定不正行為の告発があった場合、原則として博物館が告発された事案の調査を行うものとする。
  - 4 被告発者が複数の研究機関に所属する場合、原則として被告発者が告発された事案に係る研究活動を主に行っていた研究活動を中心に、所属する複数の研究機関が合同で調査を行うものとする。ただし、中心となる研究機関や調査に参加する研究機関について、関係研究機関間において、事案の内容等を考慮して別の定めをすることができるものとする。
  - 5 被告発者が現に所属する研究機関と異なる研究機関で行った研究活動に係る告発があった場合、現に所属する研究機関と当該研究活動が行われた研究機関とが合同で、告発された事案の調査を行うものとする。
  - 6 被告発者が、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関を既に離職している場合、現に所属する研究機関が、離職した研究機関と合同で、告発された事案の調査を行うものとする。被告発者が離職後、どの機関にも所属していないときは、告発された事案に係る研究活動を行っていた際に所属していた研究機関が、告発された事案の調査を行うものとする。
  - 7 第3項から前項までによって、告発された事案の調査を行うこととなった研究機

関は、被告発者が当該研究機関に所属しているかどうかに関わらず、誠実に調査を行わなければならない。

- 8 被告発者が、調査開始のとき及び告発された事案に係る研究活動を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発された事案に係る研究活動の予算を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行うものとする。この場合、本来調査を行うべき研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

#### (予備調査)

第6条 受付窓口から報告を受けた館長は、告発内容について予備調査が必要と認めたときは、速やかに博物館学芸課長に予備調査を指示するものとする。ただし、当該事案が博物館学芸課長に係るものである場合は、館長は、博物館学芸課長代理等に指示するものとする。

- 2 館長から予備調査の指示を受けた者（以下「予備調査者」という。）は、当該調査の適正かつ円滑な実施を確保するため、証拠となるべき資料等の保全等必要な措置をとらなければならない。なお、当該保全措置は、予備調査の結果、特定不正行為の疑いがないと判断されたとき、又は本調査が終了したときまで継続されなければならない。
- 3 前項の保全措置については、保全措置に影響しない範囲の研究活動を制限するものであってはならない。
- 4 予備調査者は、告発された特定不正行為が行われた可能性について、告発の際に示された科学的な合理性のある理由の論理性、告発された研究活動の公表から告発までの期間が、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬など研究成果の事後の検証を可能とするものについての各研究分野の特定に応じた合理的な保存期間、又は博物館が定める保存期間を超えるか否かなど告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行うものとする。
- 5 告発がなされる前に取り下げられた論文等については、取下げに至った経緯・事情を含めて、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かも含めて調査するものとする。
- 6 予備調査者は、指示のあった日から20日以内にその結果を館長に報告しなければならない。
- 7 予備調査者は、やむを得ない事情により、予備調査の報告を前項で示された日数までに完了できないときは、事前に予備調査の延長の申出書を館長に提出しなければならない。
- 8 館長は、予備調査者から提出された予備調査の延長の申し出について、内容を判断したうえで、予備調査の報告期限の延長を通知するものとする。

(本調査の実施等)

第7条 館長は、前条第6項の報告を受けた後、告発の信憑性を判断したうえで、告発を受け付けた日から数えて原則として30日以内に本調査の要否を決定するものとする。

- 2 館長は、前項の規定により本調査を要すると判断したときは、富山市科学博物館競争的研究費等にかかる特定不正行為調査会（以下「調査会」という。）を速やかに設置し、当該調査会に本調査を要請しなければならない。
- 3 調査会は、本調査の実施決定後、30日以内に調査を開始するものとする。
- 4 館長は、第1項の規定により本調査の要否を決定したときは、被告発者及び被告発者の所属する機関の長に対して通知するものとする。あわせて、本調査への協力を要請するものとする。
- 5 館長は、第1項の規定により本調査の要否を決定したときは、告発者に対し通知するものとする。このとき、本調査を要しないと決定したときは、その理由と併せて告発者に通知するものとする。また、本調査を要すると決定したときは、告発者に対して調査への協力を求めるものとする。
- 6 学会等の科学コミュニティや報道、インターネット上の掲載により、特定不正行為の疑いが指摘された場合も、第4項及び第5項と同様に取り扱うものとする。
- 7 館長は、第1項の規定により本調査を要すると判断したときは、富山市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）へ速やかに報告するものとする。
- 8 館長は、第1項の規定により本調査を要すると判断したときは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省へ報告するものとする。
- 9 館長は、第1項の規定により本調査を要しないと判断したときは、予備調査に係る資料等を5年間保存し、当該事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じて開示するものとする。なお、告発者が開示を求める際は、富山市情報公開条例に基づく手続きによらなければならない。
- 10 館長は、当該事案に係る配分機関等の求めに応じて、調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該事案に係る配分機関等に提出するものとする。
- 11 館長は、第1項の規定により本調査を要すると判断し、相当の理由があるときは、調査会による事実の認定の報告が確定されるまでの間、当該事案に係る競争的研究費等の支出を停止させることができるものとする。

(調査会の設置)

第8条 前条第2項で設置される調査会は、座長及び委員をもって組織する。

- 2 調査会は、外部有識者を半数以上含んで構成しなければならない。
- 3 調査会は、告発者及び被告発者本人、ならびに告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者で構成されなければならない。
- 4 座長は、館長をもって充てる。
- 5 外部有識者以外の委員は、博物館の職員のうち、館長が指名するものとする。

- 6 館長は、前条第1項の規定により、本調査を要すると判断したときは、告発者及び被告発者に対して、調査会の構成員をあわせて通知するものとする。
- 7 告発者及び被告発者は、前項で通知された調査会の構成員に対して、異議があるときは、正当な理由を付したうえで、書面により館長へ申し立てができるものとする。ただし、異議申し立ては、前項の通知を発送した日から14日以内に、受付窓口へ提出されなければならない。
- 8 告発者又は被告発者から前項の異議申し立てがあったときは、館長は、異議申し立ての内容を精査し、その内容が妥当であると判断したときは、調査会の構成員を交代させ、告発者、被告発者及び被告発者の所属する研究機関の長に通知するものとする。ただし、異議申し立てが本調査の遅延を目的としたものであったことが判明した場合、館長は、次回の異議申し立てを受理しないものとする。
- 9 館長は、前項の規定により、調査会の構成員を交代させたときは、教育委員会へ速やかに報告するものとする。
- 10 館長は、第8項の規定により、調査会の構成員を交代させたときは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 11 委員の招集にかかる報償費及び旅費等については、博物館が負担するものとする。

#### (本調査の方法等)

- 第9条 本調査は、当該研究に係る論文、生データ、実験・観察ノート等、盗用が疑われる場合は盗用のもととなった論文等、各種資料の精査及び関係者への聞き取り並びに再現実験により行うものとする。なお、再現実験については、調査会において必要と判断された場合に行うものとする。
- 2 調査会が再現実験を被告発者に求める場合、又は被告発者が自らの意思により申し出て調査会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会に関し、博物館が合理的に必要と判断される範囲内において、これを行うものとする。その際の再現実験は、調査会の指導・監督の下に行うものとする。
  - 3 本調査においては、被告発者に、書面又は口頭による弁明の機会が与えられなければならない。なお、被告発者は、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法と手続きにのっとって行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
  - 4 被告発者並びに関係者は、本調査に対して誠実に対応しなければならない。
  - 5 再現実験等が博物館において行えない場合、館長は再現実験を行える機関に協力を要請するものとする。協力を要請された機関は、再現実験に誠実に協力するものとする。
  - 6 調査会は、証拠の保全及び本調査の実施のため、必要最小限の範囲並びに期間において、本調査に必要な施設、機器及び薬剤等の使用を中止させることができる。
  - 7 本調査の対象には、告発された事案に係る研究のほか、調査会が必要と認めた場

合、その他の研究についても含めるものとする。

- 8 本調査に携わる者は、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報を、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいしてはならない。
- 9 再現実験等により必要となった経費については、博物館が負担するものとする。
- 10 上記に掲げるほか、調査会における調査方法については、特定不正行為の態様等に応じて、調査会において定めるものとする。

(事実の認定)

第10条 調査会は、本調査開始後、150日以内に特定不正行為の事実があったか否かを認定し、特定不正行為と認定された場合はその内容、被告発者を含めた特定不正行為に関与した者（以下「被告発者等」という。）とその関与の度合い、特定不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割について調査結果を取りまとめ、館長に報告しなければならない。なお、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分又は措置をした配分機関等の求めがあったときは、調査会は、任意の様式により調査の中間報告を取りまとめ、館長に報告しなければならない。

- 2 調査会は、前項の認定により、特定不正行為の事実が無かったと認定された場合において、告発が悪意に基づくものであったことが判明したときは、事前に告発者に弁明の機会を与えたうえで、この旨の認定を行うものとする。
- 3 調査会は、第1項の規定において特定不正行為の事実があったか否かを認定するときは、本調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の証拠を総合的に判断するとともに、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断しなければならない。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定してはならない。
- 4 調査会は、前条第3項による、被告発者からの証拠が提出された場合において、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定するものとする。
- 5 調査会は、被告発者が、生データや実験・観察ノート、実験材料・試薬等の不存在など、本来存在するべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないとときは、特定不正行為と認定するものとする。ただし、被告発者が、善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない災害等の理由により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せなくなった場合等、正当な理由があると認められるときは、この限りではない。また、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠が、富山市が別に定める保存期間を超えていた場合も同様とする。
- 6 前条第3項に規定する説明責任の程度及び前項に規定する本来存在するべき基本的な要素については、研究分野の特性に応じて、調査会の判断に委ねるものとする。

(調査結果の通知等)

- 第11条 館長は、前条第1項による調査結果の報告を受けたときは、速やかに告発者に通知するものとする。なお、館長は、前条第1項による調査結果の報告において、前条第2項に規定する悪意に基づく告発と認定された場合は、告発者の所属機関にも通知するものとする。
- 2 館長は、前条第1項及び第2項による調査結果の報告を受けたときは、速やかに被告発者等及びその所属機関に通知するものとする。
  - 3 館長は、前条第1項及び第2項による調査結果の報告を受けたときは、教育委員会へ速やかに報告するものとする。
  - 4 館長は、前条第1項及び第2項による調査結果の報告を受けたときは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。ただし、本調査の中間報告を行う場合は任意の様式によるものとする。
  - 5 第1項及び第2項により通知を受けた告発者及び被告発者等は、認定の結果に異議があるときは、正当な理由を付したうえで、書面により館長へ申し立てができるものとする。ただし、異議申し立ては、前項の通知を発送した日から14日以内に、受付窓口へ提出されなければならない。なお、被告発者等からの異議申し立てについては、その期間内にあっても、同一理由による異議申し立てを繰り返すことはできないものとする。
  - 6 前項の規定による告発者からの異議申し立てについては、告発が悪意に基づくものと認定されたときにのみ行うことができるものとする。
  - 7 告発者及び被告発者等から前項の異議申し立てがあったときは、館長は、調査会に審査を要請するものとする。その際、異議申し立ての内容が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、館長は、調査会の委員の交代若しくは追加、又は調査会に代えて他の者に審査をさせることができるものとする。なお、調査会に代えて他の者に審査をさせる場合も、以下の条項において便宜上「調査会」と呼ぶものとする。
  - 8 調査会は、異議申し立ての内容を審査し、異議申し立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを速やかに決定し、館長に報告しなければならない。
  - 9 前項の規定により、被告発者等からの異議申し立てに対し、調査会が再調査を要しないと決定したときは、館長は、被告発者等に対して、決定事項を通知しなければならない。このとき、被告発者等からの異議申し立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと判断された場合は、館長は、以後の異議申し立てを受け付けないものとする。
  - 10 被告発者等からの異議申し立てについて、再調査を要すると決定したときは、調査会は、館長の了解を得たうえで、被告発者等に対し、調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力するよう求めるものとする。協力が得られない場合には、調査会は、再調査を行わず、審査を打ち切るものとする。その場合、調査会は、直ちに館長に報告し、館長は、被告発者等に対し、

決定事項を通知するものとする。

- 11 館長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、告発者にその旨を通知するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも通知するものとする。
- 12 館長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、教育委員会に報告するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも報告するものとする。
- 13 館長は、被告発者等から特定不正行為の認定に係る異議申し立てがあったときは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。あわせて、異議申し立ての却下又は再調査の開始について、決定したことも報告するものとする。
- 14 調査会は、被告発者等からの特定不正行為の認定に係る異議申し立てによる再調査を開始したときは、50日以内に前条第1項に基づく事実の認定を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに館長に報告するものとする。
- 15 館長は、調査会から前項の報告を受けたときは、告発者、被告発者等及び被告発者等が所属する機関に対して、決定事項を通知するものとする。
- 16 館長は、調査会から第14項の報告を受けたときは、教育委員会に決定事項を報告するものとする。
- 17 館長は、調査会から第14項の報告を受けたときは、決定事項を当該事項の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 18 館長は、第5項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、告発者が所属する機関及び被告発者に通知するものとする。
- 19 館長は、第5項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、教育委員会に報告するものとする。
- 20 館長は、第5項の規定により、悪意に基づく告発と認定された告発者から異議申し立てがあったときは、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 21 調査会は、告発者からの特定不正行為の認定に係る異議申し立てによる再調査を開始したときは、30日以内に前条第1項に基づく事実の認定を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに館長に報告するものとする。
- 22 館長は、調査会から前項の報告を受けたときは、告発者、告発者が所属する機関及び被告発者等に対して、決定事項を通知するものとする。
- 23 館長は、調査会から第21項の報告を受けたときは、教育委員会に決定事項を報告するものとする。
- 24 館長は、調査会から第21項の報告を受けたときは、決定事項を当該事項の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 25 館長は、調査会から特定不正行為の認定がなされたときは、特定不正行為に関与したと認定された者及び特定不正行為に関与したとまでは認定されないものの、特定不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者

として認定された著者（以下「被認定者」という。）に対して、直ちに当該事案に係る競争的研究費等の使用の中止を命じなければならない。

#### （調査結果の公表）

第12条 館長は、特定不正行為が行われたと認定がなされた場合には、館長がその調査結果を公表するものとする。

- 2 公表内容は、当該不正行為に関与した者の氏名及び不正行為の内容、博物館が公表時までに行った措置の内容及び調査会委員の氏名及び所属、調査の方法、手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、特定不正行為が認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられた場合は、当該不正行為に関与した者の氏名を公表しないことができる。
- 4 特定不正行為が行われていないと判断した場合は、調査結果を公表しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は調査結果を公表する。
  - (1) 被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合
  - (2) 調査事案が外部に漏洩していた場合
- 5 前項ただし書きの規定に基づく公表における公表内容は、被告発者の氏名及び所属、調査会委員の氏名、所属、調査の方法、手順等を含むものとする。
- 6 館長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名及び所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査会委員の氏名及び所属並びに調査の結果を公表する。

#### （守秘義務）

第13条 館長をはじめ、受付窓口、予備調査に携わる者及び本調査に携わる者は、競争的研究費等における研究活動の不正行為等の調査等に関して知り得た情報について、すでに公に知られている情報を除き、他者に漏らしてはならない。博物館の職員でなくなった後も、同様とする。

- 2 この要領に定める業務に携わる全ての者は、告発者、被告発者等、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまでこれらの秘密の保持を徹底し、告発者及び被告発者等の意に反する外部への漏洩を回避しなければならない。
- 3 調査事案が漏えいした場合、館長は、告発者及び被告発者の了解を得たうえで、調査中にかかわらず調査事案について公に説明することができるものとする。ただし、告発者又は被告発者等の責により漏えいした場合は、当人の了解は不要とするものとする。
- 4 館長は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者等に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第14条 館長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別が生じないよう、適切な措置を講じなければならない。

2 館長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(被告発者の保護)

第15条 館長は、相当な理由がある場合を除いて、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の全面的な禁止、その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。(館長が研究活動の一部停止を要すると認める場合を除く。)

(その他)

第16条 この要領に定める、館長と関係者との書類の往復については、受付窓口を経由するものとする。

2 この要領については、他の機関や学協会等の科学コミュニティに博物館が調査を委託したとき又は調査を実施する上で協力を求めたときに、委託された機関又は調査に協力する機関等にも適用されるものとする。

3 この要領に記載する文部科学省への報告については、科学研究費助成事業等文部科学省に関する競争的研究費等を対象としているが、他の省庁に関する競争的研究費等については、それぞれの省庁が制定する規程やガイドラインに従うものとする。

4 特定不正行為の被告発者が館長である場合、及び被告発者が館長と直接の利害関係にあることが判明した場合は、この要領で館長が行うこととしている行為を、館長に行わせてはならない。

5 前項の場合において、この要領の「館長」は「教育委員会事務局次長」と読み替える。

6 研究成果の二重投稿、不適切なオーサーシップその他の研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理から逸脱する程度が著しい行為に対する手続きは、この要領に定める特定不正行為の取扱いに準じる。

7 この要領の規定にかかわらず、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づく職員等からの公益通報に関しては、富山市公益通報事務処理要綱の定めるところによる。

8 この要領に定めるものの他、競争的研究費等における研究活動の不正行為等に関して必要な事項は、必要に応じて別に定めるものとする。

この要領は、平成28年12月28日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。